

監 査 公 表 第 2 号

令和7年2月19日

周南市監査委員 久 行 竜 二

周南市監査委員 島 津 幸 男

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和7年2月7日に議長及び市長等に提出し、令和7年2月19日に議会報告されています。）

1 監査の対象

地域振興部

地域づくり推進課（各支所、各市民センター、大津島ふれあいセンターを含む。）及び移住交流推進課

2 監査の範囲

令和6年4月（一部令和5年4月）から8月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和6年10月24日（木）から令和7年2月7日（金）まで

4 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務事務監査を中心に行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の着眼点

監査の実施に際し、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、着眼点を設定した。その主な項目は次のとおりである。

(1) 共通的事項

- ア 歳入の徴収又は収納事務の委託及び支出事務の委託は適正に行われているか。また、所定の告示及び公表を行っているか。
- イ 事務処理の組織又は手続に改善の余地はないか。能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

(2) 収入事務

- ア 減免、延納又は後納等の理由及び手続は適正か。
- イ 領収書は正規のものが用いられているか。
- ウ 調定決議書の納入者は納入義務者となっているか。
- エ 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
- オ 現金出納簿を備えて現金の出納が整理されているか。

(3) 支出事務

- ア 支出負担行為額の算出に誤りはないか。
- イ 補助金、交付金の交付手続に誤りはないか。

(4) 契約事務

- ア 設計時の参考見積書は適正に作成されているか。
- イ 契約書は適正に作成されているか。
- ウ 年度開始前に見積合わせ、契約締結が行われているものはないか。

(5) 財産管理事務

- ア 財産の貸付（使用許可）について、貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料、その他貸付（使用許可）条件は適正か。また、統一的な取扱いがなされているか。
- イ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。
- ウ 紛失、破損、盗難品、廃品及びその他不用品の処理は適正に行われているか。
- エ 施設の使用許可、使用料の減免の手続に誤りはないか。
- オ 水道料金等の公共料金の減免について、手続に誤りはないか。

(6) 指定管理事務

- ア 指定管理者への指導監督は適切に行われているか。
- イ 事業報告書の点検は、適切になされているか。

6 監査の結果

上記事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努められており、次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

地域づくり推進課

(1) 収入事務

ア 使用料について、条例に基づいた収納事務がされていないものがあった。

(2) 契約事務

ア 施設の修繕に係る契約について、設計図書の記載に不備があるものがあった。

イ 周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に見積合わせが執行されているものがあった。

(3) 財産管理事務

ア 市民センターの使用に係る許可、変更及び取消について、条例に基づいた手続きがされていないものがあった。

(4) 指定管理事務

ア 指定管理に関する事業計画書について、基本協定書において定められた期日までに受理されていないものがあった。

イ 指定管理者が指定管理施設の管理業務の一部を第三者に委託することについて、適切な手続をとるよう指導されていないものがあった。

ウ 指定管理施設に関する保険加入について、保険加入義務の履行状況や加入内容を把握していないものがあった。